

## 平成28年度 第1回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成28年7月21日(木) 14時00分～15時30分 足立区役所11階 入札室
出席委員	渡部典子 会長 小倉絵里 副会長 設楽潔 委員 伊藤好磨 委員 中村修一 委員
審議案件	1 平成26年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について 2 平成27年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について 3 平成28年度公契約条例適用契約について 4 足立区公契約条例に関するアンケートの実施結果について 5 平成28年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について 6 平成29年度労働報酬下限額の積算方法等について
議事概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問について</li> <li>・副会長の選出について</li> <li>・会議の公開について</li> <li>・平成26年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</li> <li>・平成27年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</li> <li>・平成28年度公契約条例適用契約について</li> <li>・足立区公契約条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から会長へ諮問書を手交。</li> <li>・小倉委員を副会長に選出。</li> <li>・議事については労働報酬下限額に関わることであり、率直な意見の交換を促すため非公開とした方が良いのではないかと各委員了承。</li> <li>平成26年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について事務局が説明した。 工事請負契約 適用件数12件、提出件数 第1回12件、第2回3件</li> <li>平成27年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について事務局が説明した。 工事請負契約 適用件数15件、提出件数 第1回6件、第2回0件 業務委託契約       "     6件、                 "     1件、     "     1件 指定管理者協定       "     5件、                 "     0件</li> <li>平成28年度公契約条例適用契約について事務局が説明した。 工事請負契約 適用件数 3件 平成28年7月1日現在 業務委託契約       "     1件 指定管理者協定       "     0件</li> <li>足立区公契約条</li> </ul>

例に関するアンケートの実施結果について

した。

- ・発注者である区がアンケートを実施したことは、労働者代表の委員としては非常に感謝している。効果を検証しようという姿勢は、大いに評価したい。(委員)
- ・毎年このようなアンケートを実施することは手間ひまがかかるが、ぜひ数年に1回程度は、条例の効果の検証や問題点の改善のため、引続きアンケートを実施していただきたい。(委員)  
⇒アンケートについては、毎年実施する訳にはいかないが、経年の状況を把握するため、引続き実施していきたい。(事務局)
- ・今回のアンケートで、工事請負契約では概ね経験年数5年未満が2割程度いた。「熟練労働者以外の賃金」との回答が同じく約2割であった。経験年数5年未満は熟練労働者以外の労働者とすることは感覚的なものではなく、現場の実態としても同じなのかと思った。(委員)
- ・工事現場に未経験者が入ってきた場合、真面目に取り組む者は3年後に一人立ちさせても大丈夫かと思う。真面目に取り組まない者は一人立ちまで5年位はかかってしまう。5年未満は熟年労働者以外の労働者と捉えても良いのではないか。(委員)
- ・足立区の公契約条例では、熟練労働者と熟練労働者以外労働者の区分は事業者の判断に委ねているが、アンケート結果を見る限り、経験年数で一定の縛りがかかることが可能なのではないか。(委員)  
⇒今後アンケートを実施していく中で、同じような数字が出てくるのであれば、一つの目安にはなるかと思われる。(事務局)
- ・事業者はチラシや掲示物などで条例について周知しているが、労働者からは労働報酬下限額が分かりづらい、分からないという声がある。近頃は月給制も広がっている中、日給や時間給では労働報酬下限額が計算しづらい。このことを考慮した説明や掲示ができないか。(委員)
- ・ほとんどの労働者がスマホを持っているので、工事現場にQRコードとかインターネット環境を整えれば、自分の労働報酬下限額を知ることができる。QRコードはぜひ検討していただきたい。(委員)  
⇒QRコードについては研究する。(事務局)
- ・条例施行前と施行後とを比較し、「変化がない」とか「特に変わっていない」などの回答もあったが、「業務の質の向上や地域経済の活性化について効果があった」という回答もあった。公契約条例を制定しない方が良かったという声はなかった点は大切にすべきである。制定して良かったと思う方をさらに増やしていきたい。(委員)
- ・労働報酬下限額が上がると高齢者雇用の場を狭める傾向があるのではないかという議論があったが、実態はどのような年齢構成なのか、特に業務委託契約は客観的な分析が必要ではないか。(委員)  
⇒次回アンケートを実施する際には、労働者の年齢層に関する質問を設け、より一層現場の実態が浮かび上がるよう検討したい。(事務局)
- ・公契約条例の手引きの書式を掲載するだけでなく、「あなたの業種はこの金額に該当する」と具体例を挙げて説明しないと労働報酬下限額に

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について</li> </ul>	<p>対する理解が進まない気がする。(委員)</p> <p>平成28年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について、事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検討要望事項の検討状況として、「条例の適用範囲の拡大や適用する職種等が増えて、専門性を要する業種が含まれることがあれば」との説明があったが、具体的なことは考えているか。(委員) ⇒具体的な職種の拡大についても、どのような業種が含まれるのか、今のところ想定していない。野田市のような業務が足立区でもあるのか、引き続き分析していきたい。(事務局)</li> <li>国や都、民間企業では週休2日制導入に向け、いくつか試行案件を実施している。建設業界になかなか入職しない、あるいは辞めていく、一つの理由として家族との時間が取れないことがある。週休2日制を実施するには、技術的な問題や工期の問題等があるが、業界や発注者側もそろそろ検討する時期であり、注視してもらいたい。(委員) ⇒女性が活躍しやすいよう、若い人が建設業界に入職するように、週休2日制について、当区も検討する。(事務局)</li> <li>会社は土日休みでも、工事現場で働く社員はなかなか休めない。代休は何回も差し替えしており、代休の消化率が悪いので、退職する社員もいる。なかなか改善が進まず、頭の痛いところである。(委員)</li> <li>若い新入社員が成長していく過程で、各職種との間で調整ができない社員は潰れる。人間関係ができないことで辞めていくことが実際に多い。社内教育だけではならず、どう対応すればいいか難しい。(委員)</li> <li>午前だけの作業日が年1回位あってもいい。事業者側と労働者側が協力し合い、半日勤務日が作れるよう、お互いに頑張れないか。(委員)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度労働報酬下限額の積算方法等について</li> </ul>	<p>平成29年度労働報酬下限額の積算方法等について、事務局案を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士の単価が問題になっていることはないか。保育士は時給1300円でも集まらないと聞いている。この点について、是正する考えはないか。(委員) ⇒指定管理者協定の事業者からは、保育士が不足しており、1000円を切る時間単価では集まらないという声を聞いている。あまりにも差が大きいうであれば、新たな労働報酬下限額の設定を検討するが、設定基準が難しいので、研究させてもらいたい。(事務局)</li> <li>昨年度の審議会では工事請負契約の労務台帳の写しを確認したが、今年度は業務委託契約の労務台帳も提出されているので、写しを閲覧できないか。(委員) ⇒次回の審議会までに可能な限り準備し、閲覧できるようにする。</li> <li>課題と答申案については継続審議とし、次回の審議会でまとめたい。(会長) —各委員了承—</li> </ul>